

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

一般病棟において、同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%は患者さんのご負担となります。当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者さんのご負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 3）

・・・ 一日につき 2,585 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重症者病室に入院されている方
- ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方
- ◎ 人工透析を週 2 回以上実施されている方

<この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。>

なお、ご入院時に 3 ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定の方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で 180 日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。